

科 学 技 術 に 関 す る

行政監察結果に基づく勧告

(第 1 次)

平成 12 年 12 月

総務庁

## 5 特殊法人等の事業の見直し

### (1) 日本学術振興会と科学技術振興事業団の事業運営の在り方の検討

我が国の学術あるいは科学技術の振興に係る基盤的な事業を実施している特殊法人として、文部省所管の日本学術振興会及び科学技術庁所管の科学技術振興事業団がある。

日本学術振興会（平成11年度の職員定数72人、予算1,335億円）は、財團法人日本学術振興会を前身として昭和42年9月21日に設立され、研究者の自由な発想に基づく知的創造活動である学術の進展に寄与することを目的としている。日本学術振興会は、主に大学等の学術研究機関及びその研究者等を対象として、大別して、i) 研究者養成のための援助、ii) 学術の国際交流の推進、iii) 科学研究費補助金の審査及び交付、iv) 未来開拓学術研究推進事業、v) 学術の社会的協力・連携の推進、vi) 学術情報事業、vii) その他寄付金事業や顕彰に関する事業の7事業を実施している。

一方、科学技術振興事業団（平成11年度の職員定数439人、予算907億円）は、特殊法人の整理合理化の一環として、平成8年10月1日に科学技術庁所管の日本科学技術情報センターと新技術事業団とが統合されて発足したものであり、経済社会の発展や国民福祉の向上などに貢献する科学技術の振興に寄与することを目的としている。科学技術振興事業団は、大別して、i) 研究交流、ii) 基礎的研究、iii) 研究支援、iv) 技術移転、v) 科学技術理解増進、vi) 科学技術情報の流通に関する6事業を実施している。

今回、日本学術振興会及び科学技術振興事業団の事業の実施状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

① 両法人の事業を比較してみると、それぞれの事業の趣旨・目的は異なっているものの、対象者、事業手法や事務手続に共通性が認められる事業や相互補完が期待できる事業が次のとおりある。

i 日本学術振興会は、学術研究に係る研究者の養成のための援助及び学術の国際交流の推進の事業として、次の事業を実施し

ている。

- i) ポストドクター等の若手研究者に対し、研究奨励金の交付により大学等における研究機会を提供する特別研究員に係る事業
- ii) 大学等の常勤の若手研究者又は大学等での研究を希望する若手研究者を海外の大学等学術研究機関に派遣する海外特別研究員に係る事業
- iii) 我が国の大学等に外国人研究者を招へいする外国人特別研究員に係る事業
- iv) 来日外国人研究者に対する生活支援等に係る事業

一方、科学技術振興事業団においては、重要な科学技術分野の振興のための研究交流の事業として、次の事業を実施している。

- i) ポストドクター等の若手研究者を雇用し、国研等での研究機会を提供する科学技術特別研究員に係る事業
- ii) 国研等の常勤の若手研究者又は国研等での研究を志望する若手研究者を海外の大学又は試験研究機関に派遣する若手研究者海外派遣事業
- iii) 我が国の国研等に外国人研究者を招へいするSTAフェローシップ(注)に係る事業
- iv) 来日外国人研究者に対する生活支援等に係る事業

[ (注) 「STA」とは、「Science and Technology Agency」]  
〔科学技術庁の英語名〕の略である。

これら両法人の事業については、i) それぞれポストドクター等を対象とするなど募集対象者に重複がみられ、ii) 募集、審査、選考等といった一連の事務手続・事業手法に共通性があり、iii) 外国人研究者の招へいにおいては、両法人がそれぞれ外国の推薦機関を有しており、日本学術振興会が23か国1地域の29機関、科学技術振興事業団が16か国1地域の19機関であるが、このうち10か国1地域の12機関が重複しており、iv) 来日外国人研究者の生活支援等における日本の文化、歴史等の研修

や情報提供等のプログラム内容に共通性がみられる。

ii 日本学術振興会は、学術振興の観点から基礎研究を推進するために研究費を交付する事業として、大学等学術研究機関の研究者を対象とする未来開拓学術研究推進事業及び科学研究費補助金に係る審査・交付事務を実施している。

一方、科学技術振興事業団においても、新技術の創製に資する基礎研究を推進するため、戦略的基礎研究推進事業、個人研究推進事業及び創造的科学技術推進事業を実施している。

両法人のこれらの事業については、i) 日本学術振興会の未来開拓学術研究推進事業と科学技術振興事業団の戦略的基礎研究推進事業は、いずれも政府出資金を活用した新たな基礎研究推進制度であり、ii) 科学技術振興事業団の3事業は、大学等の研究者も事業の対象としており、3事業のうち、創造科学技術推進事業を除く2事業は、公募案内の対象、募集要領等の送付先等について日本学術振興会の事業との重複がみられる。

科学技術振興事業団の3事業においては、いずれも大学等の研究者が多数参画しており、大学における研究動向や大学等の研究者の情報収集が重要となっている。

iii 両法人は、国際交流の推進、情報・資料の収集等のため、それぞれ海外事務所を設置している。

両法人の海外事務所の設置国は、日本学術振興会が7か国、科学技術振興事業団が4か国で、このうち、両法人ともに海外事務所を設置している米国（両法人ともにワシントン）を除いて設置国は異なっていることから、両法人の海外事務所は相互補完が可能な関係にある。

iv 日本学術振興会は、学術情報事業の一環として、大学等で行われている最先端の研究等に直接触れる機会を中学生・高校生に提供する学術普及啓発事業（ふれあいサイエンスプログラム）を実施している。

一方、科学技術振興事業団は、ケーブルテレビ、インター

ネット等多様なメディアやイベント等を通じて、青少年や一般国民が広く科学技術を体験できる機会の提供など、科学技術に対する理解の増進と関心の喚起を図るため、科学技術理解増進事業を実施している。

② 科学技術振興事業団の事業のうち、日本学術振興会の事業と事業手法等に共通性がみられない事業においても、事業対象に大学等の研究者が含まれており、そのウェイトも高いことなどから、事業運営において大学等の研究動向や大学等の研究者に係る情報収集及び大学等の研究者との連携・協力が重要となっている状況が、次のとおり認められる。

i 科学技術振興事業団は、研究交流の一環として、i) 産学官の人材の交流を図る異分野研究者交流促進事業、ii) 地域での産学官の研究交流を図るための地域結集型共同研究事業、地域研究開発促進拠点支援事業等を実施している。

これらの事業は、産学官の交流を図るためのものであり、事業の企画や個別プロジェクトの運営に係る人材の半数以上が大学等の研究者となっている。

ii 科学技術振興事業団は、研究成果の社会への還元に資する技術移転のための事業として、従来から、国研、大学等の区別なく優れた研究成果を収集し、これを活用した新技術の開発を企業に委託又はあっせんする委託開発事業、研究成果活用促進事業等により実用化・企業化を図ってきている。

これらの事業においては、平成11年度に新技術として収集された研究成果635件の91パーセント(580件)が大学等の研究成果である。

なお、科学技術振興事業団は、平成11年度に、それまで日本学術振興会が実施してきた国立大学等の国有特許関係事務の移管を受け、以後、国立大学等の研究成果に係る国有とする特許の出願や国有特許の実施については、同事業団が当該国立大学等と連絡・調整を図りつつ行っている。

- iii 科学技術振興事業団は、科学技術情報の流通事業として、科学技術文献データベースの提供等国内外の科学技術情報の収集、処理及び提供の事業を行っており、これらの事業において収集等されている情報及びその利用者には国内外の大学等に係るものも含まれている。
- iv 両法人の事業は、派遣あるいは招へいする研究者の選考審査、研究費の交付に際しての研究課題の採択審査などにおいて、多数の外部の研究者の参画・協力を得て実施されており、事業運営に当たり外部の人材の効果的な活用が必要となっている。特に、科学技術振興事業団の各種の事業運営に当たっては、大学等の研究者が関与していることが多いため、かかる研究者についての情報を適切に把握することが必要となっている。

このようなことから、両法人がそれぞれ有する情報・資料、事業のノウハウやネットワークの相互活用など、両法人が事業運営において緊密な連携・協力を図ることによって、より効率的かつ効果的な事業運営と利用者の利便の向上が見込まれる。

また、一方、行政改革の取組の中で、特殊法人については、累次の閣議決定等において、その整理合理化を推進することとされており、特殊法人改革の着実な実施が求められている。

したがって、科学技術庁及び文部省は、学術及び科学技術を取り巻く状況の変化を踏まえ、科学技術振興事業団と日本学術振興会の事業運営について、学術及び科学技術研究の総合的・一体的推進を図る観点から、その連携・協力の在り方を検討するための協議の場を設け、その結果に基づき所要の措置を講ずる必要がある。